

農地中間管理機構だより

発行者：農地中間管理機構(公益社団法人宮崎県農業振興公社) *随時発行*



◆第26号内容

- 1 農林水産省経営局による働きかけについて
- 2 全国農地ナビの活用について
- 3 農地中間管理事業審査会(9月)について
- 4 県内での取組事例紹介(17)



1 農林水産省経営局による働きかけについて

9月23日(金)、農林水産省の大澤経営局長が来県され、農地中間管理事業に関する働きかけと担い手との意見交換が行われました。

これは、7月に農林水産省で行われた農地中間管理機構に関する都道府県ヒアリングの結果を踏まえ、国が設定する年間集積目標14万haに近づくためには、更なる上積みを図る必要があります。年度後半の更なる取組を促すため、本県を含む9県に農林水産省の経営局幹部職員が出向き、重点的な働きかけを行うものです。

まず、新富町総合交流センターにて、新富町の土屋町長をはじめ、高鍋町、木城町の担当者及び3町の担い手農家代表者5名が参加して、地域での取組紹介の後、意見交換が行われました。

町や担い手農家からは、国の制度が変わると現場は苦勞するため、長い期間制度を維持してほしい。農作業の効率化を図るためには基盤整備や大型機械導入の補助が必要。農地にはこだわりがあり、5年後のシャッフルは難しい。基盤整備をしても土地改良区への賦課金が増えれば採算が合わない。などの意見が出されました。

その後、宮崎市役所において、戸敷市長及び市の幹部職員への機構の更なる活用についての働きかけに続き、意見交換が行われました。

大澤経営局長から、人・農地プランの話し合い状況や農地耕作条件改善事業の活用などについて質問が出され、それぞれ意見交換が行われました。

最後に県庁において、河野知事へ機構の更なる活用について要請され、その後、郡司農政水産部長への重点的な働きかけ及び意見交換が行われました。

県からは、機構活用の事例紹介や今後の事業の進め方、また、事業推進上の課題等について説明を行うとともに、担い手の補完品目農地の貸付けに対しても、新規集積面積の対象にさせていただけるよう改めて要望がなされました。



新富町での意見交換会



宮崎市での意見交換会



知事への働きかけ



農政水産部長との意見交換会

2 全国農地ナビの活用について

農地中間管理機構による農地集積・集約化を図るため、農業委員会が整備している農地台帳に基づく農地情報を電子化・地図化して公開するシステム(全国農地ナビ)を国が整備しております。

平成27年4月よりインターネットによる農地情報の公開を開始しており、今後、ほぼリアルタイムでの農地の貸借の状況なども分かるようになります。

機構においても、全国農地ナビを農地中間管理事業へ有効に活用できないか、検討を重ねているところです。

インターネットで「全国農地ナビ」と検索していただければ、どなたでも使えるシステムとなっておりますので、興味のある方は、まずは検索して下さい。

3 農地中間管理事業審査会（9月）について

9月21日（水）に、機構において農地中間管理事業審査会を開催しました。

今回の審査会では、重点実施地区5地区での権利設定、並びに個別案件としてリタイアされる農業者や隣接する農地を機構に貸し出される方などの農地を対象として審査を行いました。

また、今回は、5地区の重点実施地区のうち、4地区が新規地区となっており、これまで話し合いが行われてきた地区の成果が少しずつ表れております。

【農地中間管理権取得等の審査地区】

◆重点実施地区5地区（うち新規地区4地区）

（小林市、川南町、延岡市、高千穂町）

- ・機構が借り受けて貸し付ける農地面積 52.9ha

◆離農する農業者及び隣接する農地を貸し付ける農業者等（49名）

（国富町、都城市、えびの市、西都市、高鍋町、都農町、延岡市）

- ・機構が借り受けて貸し付ける農地面積 20.0ha

9月審査面積 72.9ha

平成28年度審査累計面積 314.6ha

4 県内での取組事例紹介（17）

第17回目の取組事例紹介は、宮崎市の「田野町村内地区」です。

田野町村内地区は、宮崎市の西側に位置し、国営かんがい排水事業「大淀川右岸地区」の受益地であり、夏作に水稻、冬作に葉たばこ、里芋、かんしょ、大根等野菜の二毛作を中心に農業経営を行っている地域であります。

当地区は、農地の基盤整備の遅れや用水不足により、担い手の育成や確保が困難となっているため、平成23年度から経営体育成基盤整備事業による基盤整備（ほ場整備及びパイプライン整備）を実施しており、大型機械の導入による営農労力の節減や生産性並びに農業所得の向上を目指すとともに経営体を育成し、地域農業の活性化を図る計画として行っているところです。

更に、基盤整備の完了後に高度経営体への集積率に応じて助成が受けられる、高度経営体集積促進事業を活用し、基盤整備に伴う農家負担の軽減を図る計画としており、今年度から、ほ場整備の工事に着手するにあたり、土地改良区役員と農地集積についての検討を行い、この中で、高度経営体集積促進事業の農地集積の手段として、農地中間管理事業を活用することになりました。役員への説明会においても、農地中間管理事業や機構集積協力金の仕組みが難しいとの意見がありましたが、役員が主体となり勉強会を重ねる中で、農地中間管理事業の必要性を理解していきました。

また、9月18日に開催した地権者や耕作者への全体説明会においては、地域に地元主導で進めて行く形を示すため、役員自らが事業内容を理解し、説明会の進行など地元主導で事業推進を行っております。

今後は、賃料の設定やマッチング作業など役員を中心に作業を行う必要がありますが、引き続き、農地中間管理事業により担い手等が経営する農地の集積を進め、担い手の分散した農地の集約化を段階的に行い、将来にわたり地域の資産である農地を有効活用していけるよう取り組んで参ります。



土地改良区役員との勉強会

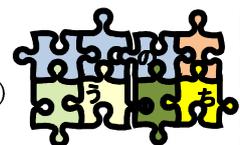


地元主導による全体説明会
(2回に分けて開催)

<農地第一課より>

各地域での取組みを見ますと、地域のリーダー等が農地中間管理事業に理解を示されている地域については、話し合い活動も積極的に行われ、農地中間管理事業も活用されているようです。

地域のリーダー等に対して、機会あるごとに事業内容や事業のメリット（協力金の交付、固定資産税の軽減、賃料の一本化、各種補助事業の適用等）を丁寧に説明することで、地域全体に波及し、農地集積の機運が高まり、農地中間管理事業の活用につながっているようです。



農地中間管理機構だよりに関するご意見・ご要望は下記までお願いします。

公益社団法人 宮崎県農業振興公社 農地第一課 電話 0985-78-0210

メール mk-kosha@tulip.ocn.ne.jp